（健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第七条　健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第五条を削り、附則第三条の次に次の一条を加える。

（都道府県単位保険料率に係る経過措置の期限）

第四条　平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の政令で定める日は、平成三十二年三月三十一日とする。

附則第六条の前の見出しを削り、同条を附則第五条とし、同条の前に見出しとして「（都道府県単位保険料率の変更の場合における調整）」を付し、附則第七条を附則第六条とする。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第八条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十一条の三の六の四第一項、」の下に「第十一条の三の八の二第一号、」を加え、同条の表第十一条の三の六の四第一項の項の次に次のように加える。

第十一条の三の八の二第一号	法第六十六条第二項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第六十六条第二項

第六条の表第十一条の三の九第一項及び第二項の項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第八項」に改め、同表第十一条の三の九第三項の項中「第六十六条第十項」を「第六十六条第十二項」に改め、同表第十一条の四第一項第一号の項中「第十一条の四第一項第一号」を「第十一条の四第二項第一号」に改める。

第十二条第一号を次のように改める。

一　任意継続加入者の退職時の標準報酬月額

第十二条第二号中「毎年一月一日」を「前年」に、「前年の一月一日」を「前々年」の九月三十日」に、「加入者（任意継続加入者を除く。）」を「全ての加入者の同月」に、「合計額を当該加入者の総数で除して得た額」を「平均額（当該平均額の範囲内において共済規程で定めた額があるときは、当該共済規程で定めた額）を法第二十二条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額」に改める。

第二十六条第一項の表第六十七条第二項の項を削る。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第九条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の四第一項第一号ロ中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

第十一条の三の八の次に次の一条を加える。

（傷病手当金と障害手当金等との併給調整）

第十一条の三の八の二　法第六十六条第七項ただし書に規定する政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　傷病手当金合計額（厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第六十六条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。）から障害手当金の額を控除した額

二　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　法第六十六条第二項の規定により算定される額から出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

三　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　法第六十六条第二項の規定により算定される額から当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

四　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　法第六十六条第二項の規定により算定される額から報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

第十一条の三の九第一項及び第二項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第八項」に改め、同条第三項中「第六十六条第十項」を「第六十六条第十二項」に改め、同表第百条の十第二項の項中「第六十六条第九項」を「第六十六条第十一項」に改め、同表第百条の十第三項の項中「第六十六条第九項及び同条第十項」を「第六十六条第十一項及び同条第十二項」に改める。

第十一条の四第一項中「第六十九条」を「第六十九条第一項」に改め、同項第一号中「、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金」を削り、「当該給付」を「当該傷病手当金」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第六十九条第二項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一　出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額

二　前号の場合以外の場合には、支給を受ける報酬の額

第四十九条の二第一号を次のように改める。

一　任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額

第四十九条の二第二号中「毎年一月一日」を「前年」に、「前年の一月一日」を「前々年」の九月三十日」に、「組合員（任意継続組合員を除く。）」を「全ての組合員の同月」に、「合計額を当該組合員の総数で除して得た額」を「平均額（当該平均額の範囲内において組合の定款で定めた額があるときは、当該定款で定めた額）」に、「みなして同項の規定により求めた」を「みなしたときの」に改める。

附則第六条の二の六中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の三第一項第一号ロ中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。